

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9 月19日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長澤 和哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上セレクション・日本債券
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 1 兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・日本債券

上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- 委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

無手数料とします。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位となります。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

2025年9月20日から2026年3月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

NOMURA - B P I（総合）を中長期的に上回る信託財産の成長を目標として運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回	欧州	
債券	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
一般	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット属性	()	(中東)	
()		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券(債券(一般)))			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	T O P I X	目論見書または投資信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより 1 兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

主に日本の債券に投資します。

- 主に日本の債券を主要投資対象として運用する「TMA日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資します。
- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

※価格変動リスクを回避するため、先物取引等を利用する場合があります。

2

NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとして、ベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

3

ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

- **イールド選択（金利選択）**
金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーション*を長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。
*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。
- **スプレッド選択**
債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い。）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高める等の戦略をとります。
- **銘柄選択**
債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。

<マザーファンドが対象とする指数について>

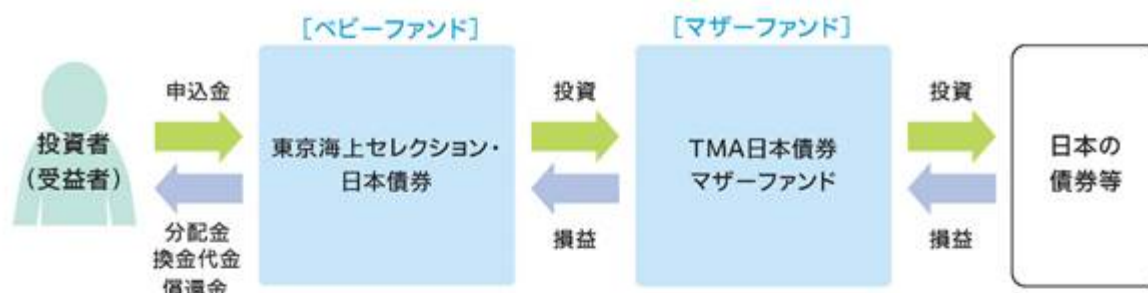
•NOMURA-BPI（総合）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFR Cといいます。）が公表する日本の公債債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、NFR Cの知的財産です。NFR Cは、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

[次ページへ続く](#)

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

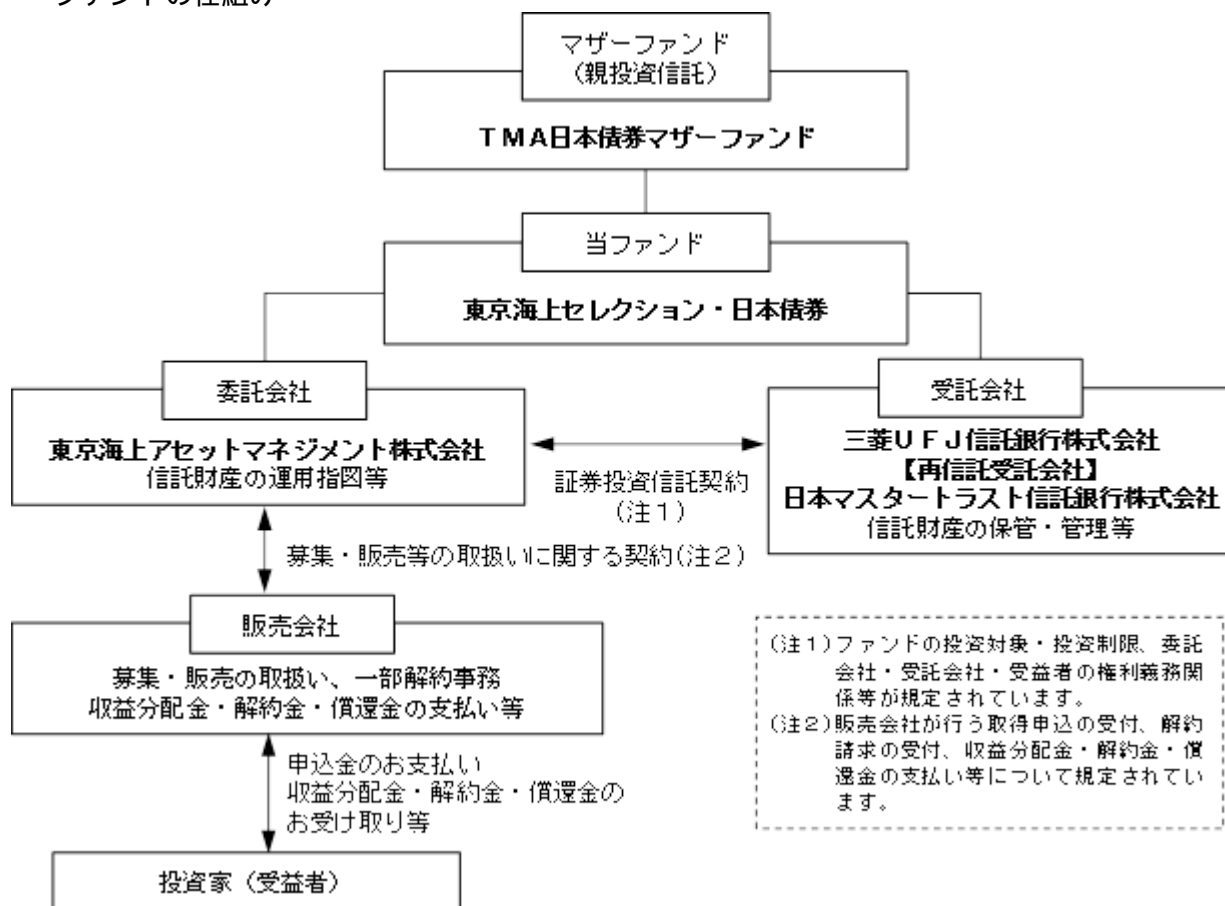
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年 1 月25日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2025年 6 月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 1987年 2 月 投資顧問業者として登録
 - 同年 6 月 投資一任業務認可取得
 - 1991年 4 月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 1998年 5 月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 2007年 9 月 金融商品取引業者として登録
 - 2014年 4 月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
 - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況（2025年 6 月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、主として以下の方針で運用を行う「TMA日本債券マザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。

NOMURA - B P I（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の債券等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

NOMURA - B P I（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限(要約)

TMA日本債券マザーファンド**1. 基本方針**

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。

NOMURA - B P I (総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

2. 運用方法**(1) 主要投資対象**

日本の債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、以下の方針で臨みます。

ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

―― イールド選択（金利選択）――

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

―― スプレッド選択――

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高めるなどの戦略をとります。

―― 銘柄選択――

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。

基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りします。）

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 - (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

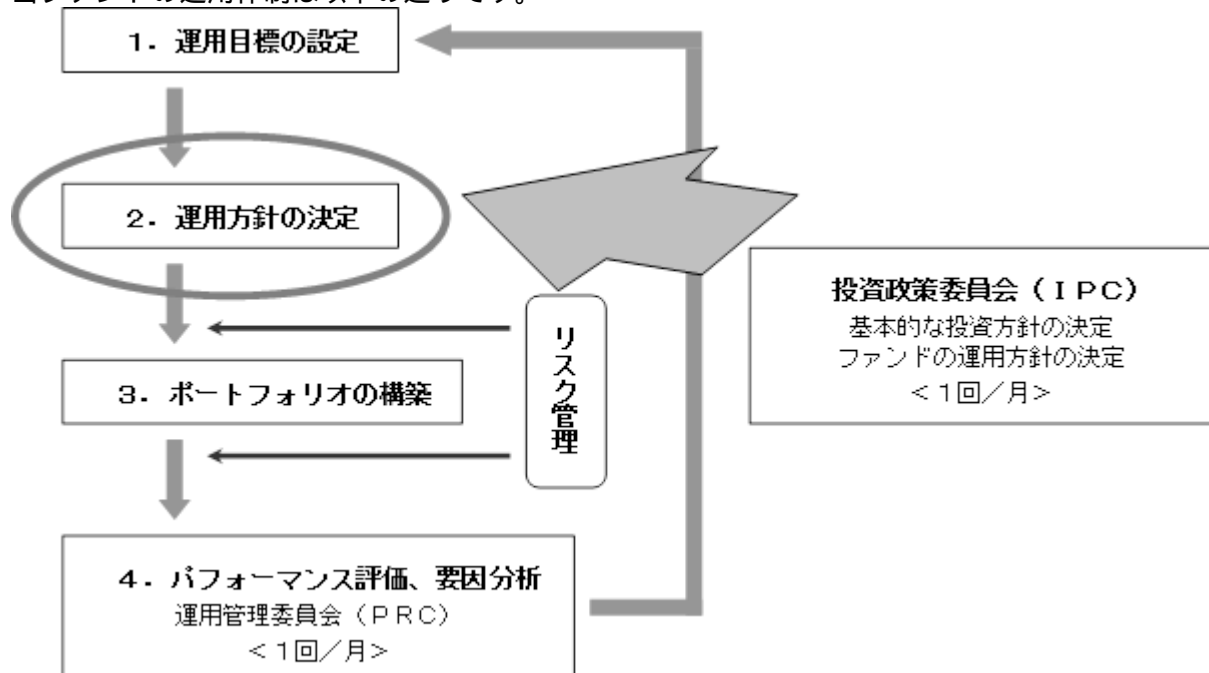
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン

- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4．上記2．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2025年6月末日現在）

(4) 【配分方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 有価証券の貸付（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 公社債の空売（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができますものとしてします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 公社債の借入（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約取引（約款）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1．投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2．その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

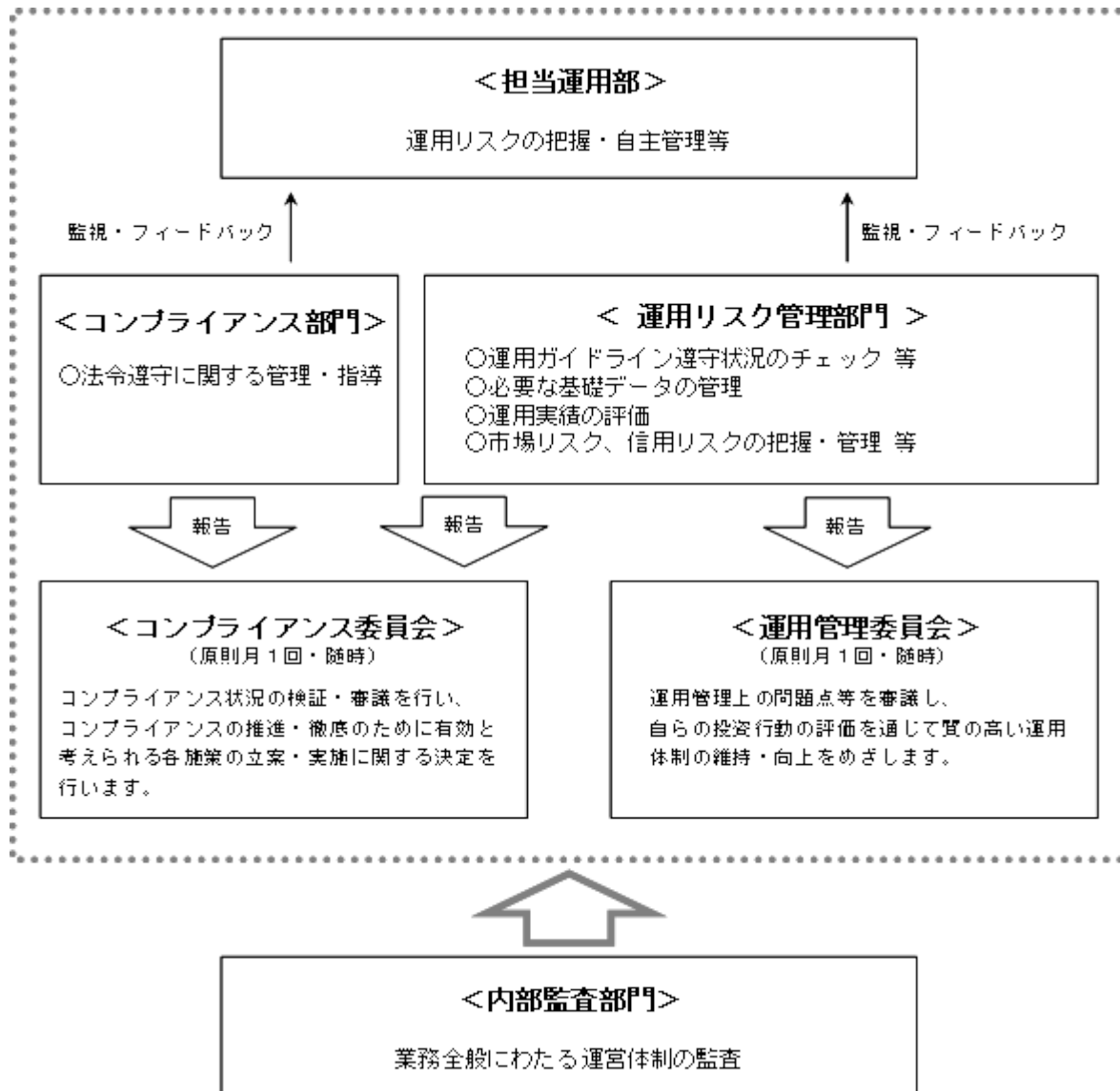
3. 管理体制

< リスク管理体制 >

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



< 流動性リスク管理 >

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

2020年7月～2025年6月

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる権利または商標は、株式会社J.P.X.総研または株式会社J.P.X.総研の関連会社（以下、J.P.X.といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる権利または商標に関するすべての権利はJ.P.X.が有します。J.P.X.は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤差、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J.P.X.により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ.P.X.は責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤差、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

信託報酬率は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末において見直すこととし、各前月末の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、翌日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の 利回り	委託会社 ^{*1} （税抜）	販売会社 ^{*2} （税抜）	受託会社 ^{*3} （税抜）	合計
0.5%未満の場合	年率0.17%	年率0.17%	年率0.02%	年率0.396% （税抜0.36%）
0.5%以上1%未満の場合	年率0.22%	年率0.22%	年率0.03%	年率0.517% （税抜0.47%）
1%以上の場合	年率0.25%	年率0.25%	年率0.04%	年率0.594% （税抜0.54%）

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

の信託報酬（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年49.5万円（税抜45万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本（1）

超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 2 ）は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（ 1 ）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 2 ）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- （ 1 ）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- （ 2 ）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記は、2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年6月21日～2025年6月20日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.60%	0.60%	0.00%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年6月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,335,450,323	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,182,260	0.01
合計（純資産総額）		13,333,268,063	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	52,609,918,560	67.01
地方債証券	日本	1,852,760,000	2.36
社債券	日本	23,366,014,869	29.76
	フィンランド	300,525,000	0.38
	小計	23,666,539,869	30.14
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		372,035,649	0.47
合計（純資産総額）		78,501,254,078	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	10,427,281,510	1.2788	13,334,410,796	1.2789	13,335,450,323	100.01

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

T M A日本債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第473回利付国債 (2年)	日本	国債証券	0.800	2027/06/01	11,868,000,000	100.13	11,884,378,040	100.13	11,883,665,760	15.13
2	第192回利付国債 (20年)	日本	国債証券	2.400	2045/03/20	5,774,000,000	98.91	5,711,307,000	100.67	5,812,859,020	7.40
3	第368回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.200	2032/09/20	4,827,000,000	93.58	4,517,370,550	93.44	4,510,686,690	5.74
4	第178回利付国債 (5年)	日本	国債証券	1.000	2030/03/20	4,146,000,000	100.04	4,147,694,500	100.09	4,149,731,400	5.28
5	第165回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.500	2038/06/20	4,589,000,000	84.68	3,886,022,130	84.90	3,896,152,780	4.96
6	第158回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.500	2036/09/20	3,262,000,000	89.55	2,921,387,400	88.69	2,893,100,420	3.68
7	第173回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.400	2040/06/20	3,098,000,000	78.93	2,445,255,780	79.19	2,453,430,120	3.12
8	第18回利付国債(40年)	日本	国債証券	3.100	2065/03/20	2,418,000,000	99.60	2,408,396,600	100.26	2,424,456,060	3.08
9	第168回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.400	2039/03/20	2,380,000,000	81.61	1,942,431,240	82.02	1,952,218,800	2.48
10	第163回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.600	2037/12/20	1,461,000,000	87.69	1,281,289,290	87.15	1,273,349,160	1.62
11	第67回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.600	2050/06/20	1,603,000,000	65.38	1,048,052,030	63.08	1,011,188,430	1.28
12	第170回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.300	2039/09/20	1,063,000,000	79.43	844,364,580	79.63	846,498,790	1.07
13	第167回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.500	2038/12/20	979,000,000	84.70	829,242,630	83.77	820,108,300	1.04
14	第63回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.400	2049/06/20	1,320,000,000	61.38	810,229,200	61.51	812,024,400	1.03
15	第52回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.500	2046/09/20	1,157,000,000	69.63	805,654,490	68.29	790,126,870	1.00
16	第174回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.400	2040/09/20	993,000,000	78.79	782,394,630	78.62	780,716,460	0.99
17	第56回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.800	2047/09/20	1,040,000,000	73.25	761,872,800	71.62	744,858,400	0.94
18	第66回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.400	2050/03/20	1,118,000,000	62.04	693,666,280	60.03	671,135,400	0.85
19	第166回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.700	2038/09/20	769,000,000	86.30	663,712,170	86.67	666,553,820	0.84
20	第17回利付国債(40年)	日本	国債証券	2.200	2064/03/20	817,000,000	80.78	660,029,790	80.41	656,966,040	0.83
21	第169回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.300	2039/06/20	720,000,000	79.62	573,285,340	80.21	577,519,200	0.73
22	第172回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.400	2040/03/20	685,000,000	79.47	544,393,580	79.76	546,397,100	0.69

23	第171回利付国債 (20年)	日本	国債証券	0.300	2039/12/20	661,000,000	78.97	522,018,400	79.05	522,566,770	0.66
24	第1回パナソニック株式会社無担保社債(劣後)	日本	社債券	0.740	2081/10/14	500,000,000	98.76	493,825,000	99.32	496,635,000	0.63
25	第2回武田薬品工業株式会社無担保社債(劣後)	日本	社債券	1.934	2084/06/25	500,000,000	98.96	494,822,000	99.27	496,375,000	0.63
26	第7回三菱商事株式会社無担保社債(劣後)	日本	社債券	0.510	2081/09/13	500,000,000	98.44	492,205,000	99.04	495,235,000	0.63
27	第164回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	日本	社債券	0.245	2031/04/15	500,000,000	93.12	465,600,000	94.04	470,205,000	0.59
28	第343回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2026/06/20	462,000,000	99.49	459,643,800	99.55	459,925,620	0.58
29	第82回東京電力パワーグリッド株式会社社債	日本	社債券	1.760	2030/05/28	400,000,000	100.00	400,000,000	100.10	400,404,000	0.51
30	第58回三井化学株式会社無担保社債	日本	社債券	0.662	2029/03/01	400,000,000	97.37	389,484,000	97.89	391,584,000	0.49

b. 投資有価証券の種類

TMA日本債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	67.01
地方債証券	2.36
社債券	30.14
合 計	99.52

投資不動産物件

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	14,203	14,203	1.2988	1.2988
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	14,967	14,967	1.2630	1.2630
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	15,255	15,255	1.2662	1.2662
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	16,962	16,962	1.2978	1.2978
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	17,348	17,348	1.2690	1.2690
第20計算期間末	(2021年 6月21日)	17,354	17,354	1.2652	1.2652
第21計算期間末	(2022年 6月20日)	16,240	16,240	1.2197	1.2197
第22計算期間末	(2023年 6月20日)	15,737	15,737	1.2157	1.2157
第23計算期間末	(2024年 6月20日)	14,258	14,258	1.1588	1.1588

第24計算期間末	（ 2025年 6月20日 ）	13,313	13,313	1.1170	1.1170
2024年 6月末日		14,163	—	1.1511	—
7月末日		14,163	—	1.1505	—
8月末日		14,338	—	1.1629	—
9月末日		14,342	—	1.1666	—
10月末日		14,315	—	1.1609	—
11月末日		14,054	—	1.1519	—
12月末日		13,991	—	1.1500	—
2025年 1月末日		13,911	—	1.1411	—
2月末日		13,755	—	1.1337	—
3月末日		13,604	—	1.1226	—
4月末日		13,672	—	1.1260	—
5月末日		13,308	—	1.1106	—
6月末日		13,333	—	1.1167	—

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	6.5
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	2.8
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	0.3
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	2.5
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	2.2
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	0.3
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	3.6
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	0.3
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	4.7
第24計算期間	2024年 6月21日～2025年 6月20日	3.6

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	2,821,416,269	1,507,185,603	10,935,601,395
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	2,963,845,687	2,048,767,646	11,850,679,436
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	2,176,512,834	1,979,218,400	12,047,973,870
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	2,623,554,723	1,600,906,069	13,070,622,524
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	3,160,369,540	2,560,513,120	13,670,478,944
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	2,392,940,563	2,346,742,263	13,716,677,244
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	2,003,639,393	2,404,579,673	13,315,736,964
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	1,684,670,957	2,054,928,992	12,945,478,929
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	1,764,931,685	2,405,849,792	12,304,560,822
第24計算期間	2024年 6月21日～2025年 6月20日	1,812,360,780	2,198,029,677	11,918,891,925

< 参考情報 >

基準日：2025年6月30日

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第20期	2021/06/21	0円
第21期	2022/06/20	0円
第22期	2023/06/20	0円
第23期	2024/06/20	0円
第24期	2025/06/20	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別組入構成比率

種別	比率
国債	67.0%
地方債	2.4%
政府保証債	-
金融債	-
事業債	27.7%
円建外債	1.3%
MBS・ABS	1.2%
短期金融資産等	0.5%
合計	100.0%

組入上位10銘柄

組入銘柄数：203銘柄

	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	第473回利付国債(2年)	0.800%	2027/06/01	15.1%
2	第192回利付国債(20年)	2.400%	2045/03/20	7.4%
3	第368回利付国債(10年)	0.200%	2032/09/20	5.7%
4	第178回利付国債(5年)	1.000%	2030/03/20	5.3%
5	第165回利付国債(20年)	0.500%	2038/06/20	5.0%
6	第158回利付国債(20年)	0.500%	2036/09/20	3.7%
7	第173回利付国債(20年)	0.400%	2040/06/20	3.1%
8	第18回利付国債(40年)	3.100%	2065/03/20	3.1%
9	第168回利付国債(20年)	0.400%	2039/03/20	2.5%
10	第163回利付国債(20年)	0.600%	2037/12/20	1.6%

保有債券の属性情報

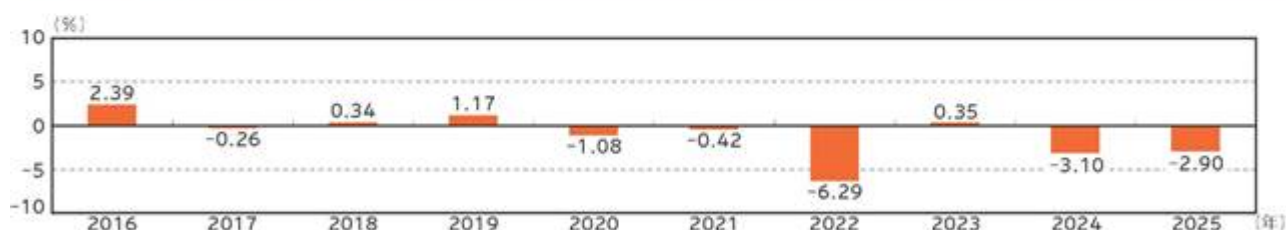
平均残存期間	9.92年
平均修正デュレーション	8.60
平均クーポン	0.94%
平均最終利回り(複利)	1.59%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。また、保有債券の時価評価額を基に計算しています。平均修正デュレーションは先物を含めて計算しています。

年間収益率の推移



・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 当ファンドの取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関および連合会等に限るものとします。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。
- b. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- c. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
- d. 申込単位は1円以上1円単位です。なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- e. 取得申込の受付は、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
● 委託会社サービスデスク
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（営業日の9時～17時）
ホームページ
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>
- g. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。
- h. 上記にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます（本書において、同じ。）。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- i. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2002年1月25日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社

の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「 信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第24期計算期間(2024年6月21日から2025年6月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上セレクション・日本債券】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 [2024年 6月20日現在]	第24期 [2025年 6月20日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,258,833,710	13,313,736,660
未収入金	76,411,315	53,788,147
流動資産合計	14,335,245,025	13,367,524,807
資産合計	14,335,245,025	13,367,524,807
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,936,191	13,116,444
未払受託者報酬	2,440,070	2,994,499
未払委託者報酬	35,787,638	37,431,140
その他未払費用	247,416	246,064
流動負債合計	76,411,315	53,788,147
負債合計	76,411,315	53,788,147
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 12,304,560,822	₁ 11,918,891,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,954,272,888	1,394,844,735
（分配準備積立金）	440,651,291	413,467,381
元本等合計	14,258,833,710	13,313,736,660
純資産合計	14,258,833,710	13,313,736,660
負債純資産合計	14,335,245,025	13,367,524,807

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日	第24期 自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	643,862,147	424,271,708
営業収益合計	643,862,147	424,271,708
営業費用		
受託者報酬	5,799,502	6,130,415
委託者報酬	77,780,487	76,630,081
その他費用	494,832	493,480
営業費用合計	84,074,821	83,253,976
営業利益又は営業損失（ ）	727,936,968	507,525,684
経常利益又は経常損失（ ）	727,936,968	507,525,684
当期純利益又は当期純損失（ ）	727,936,968	507,525,684
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	85,396,726	34,848,541
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,792,381,523	1,954,272,888
剰余金増加額又は欠損金減少額	318,359,933	261,255,155
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	318,359,933	261,255,155
剰余金減少額又は欠損金増加額	513,928,326	348,006,165
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	513,928,326	348,006,165
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,954,272,888	1,394,844,735

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第24期 自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日	第24期 自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第23期 [2024年 6月20日現在]	第24期 [2025年 6月20日現在]
1. 1 期首元本額	12,945,478,929円	12,304,560,822円
期中追加設定元本額	1,764,931,685円	1,812,360,780円
期中一部解約元本額	2,405,849,792円	2,198,029,677円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	12,304,560,822口	11,918,891,925口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日	第24期 自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（12,621,602円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,755,143,922円）及び分配準備積立金（428,029,689円）より、分配対象額は3,195,795,213円（1万口当たり2,597.22円）であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（45,582,065円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,729,138,172円）及び分配準備積立金（367,885,316円）より、分配対象額は3,142,605,553円（1万口当たり2,636.64円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

区 分	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日	第24期 自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
-----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第23期 [2024年 6月20日現在]	第24期 [2025年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第23期（自 2023年6月21日 至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	353,466,516円
合計	353,466,516円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第24期（自 2024年6月21日 至 2025年6月20日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	247,637,157円
合計	247,637,157円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第23期 [2024年 6月20日現在]		第24期 [2025年 6月20日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1588円 11,588円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1170円 11,170円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	T M A 日本債券マザーファンド	10,408,675,366	13,313,736,660	
親投資信託受益証券 合計		10,408,675,366	13,313,736,660	
合計		10,408,675,366	13,313,736,660	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「TMA日本債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本債券マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

		[2024年 6月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		557,000	—
コール・ローン		352,499,518	606,423,258
国債証券		47,038,843,220	51,710,458,860
地方債証券		2,581,328,000	1,857,161,000
社債券		31,480,122,664	24,778,967,730
未収入金		1,134,821,410	9,424,680,540
未収利息		87,054,304	82,944,225
前払費用		43,517,632	75,234,342
流動資産合計		82,718,743,748	88,535,869,955
資産合計		82,718,743,748	88,535,869,955
負債の部			
流動負債			
未払金		1,093,856,440	9,434,977,830
未払解約金		246,802,225	242,081,631
流動負債合計		1,340,658,665	9,677,059,461
負債合計		1,340,658,665	9,677,059,461
純資産の部			
元本等			
元本	1	61,699,123,236	61,650,480,129
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		19,678,961,847	17,208,330,365
元本等合計		81,378,085,083	78,858,810,494
純資産合計		81,378,085,083	78,858,810,494
負債純資産合計		82,718,743,748	88,535,869,955

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準 及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日	自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 6月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	59,298,643,500円	61,699,123,236円
同期中における追加設定元本額	15,705,407,818円	13,627,144,394円
同期中における一部解約元本額	13,304,928,082円	13,675,787,501円
同期末における元本額	61,699,123,236円	61,650,480,129円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・バランス30	5,893,473,662円	6,025,941,890円
東京海上セレクション・バランス50	8,449,632,480円	8,679,886,800円
東京海上セレクション・バランス70	2,474,463,552円	2,563,802,227円
東京海上セレクション・日本債券	10,810,336,399円	10,408,675,366円
東京海上・日本債券オープン（野村SMA向け）	3,959,955,256円	3,137,597,938円
東京海上・日本債券オープン（野村SMA・EW向け）	28,735,777,014円	29,030,412,805円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回決算型）	1,191,210,515円	1,652,871,085円
TMAバランス25VA 適格機関投資家限定	98,686,111円	86,057,171円
TMAバランス50VA 適格機関投資家限定	81,843,748円	61,470,157円
TMAバランス75VA 適格機関投資家限定	3,744,499円	3,764,690円
計	61,699,123,236円	61,650,480,129円

2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間 末日における当該親投資信託の受益権の総 数	61,699,123,236口	61,650,480,129口
--	-----------------	-----------------

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日	自 2024年 6月21日 至 2025年 6月20日
1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及び そのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係る リスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 6月20日現在]	[2025年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2023年6月21日 至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	683,949,190円
地方債証券	18,672,000円
社債券	73,075,305円
合計	775,696,495円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2024年6月20日まで)を指しております。

（自 2024年6月21日 至 2025年6月20日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,179,460円
地方債証券	23,038,000円
社債券	158,575,388円
合計	180,433,928円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年3月22日から2025年6月20日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（2024年6月20日現在）

該当事項はありません。

（2025年6月20日現在）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

[2024年 6月20日現在]		[2025年 6月20日現在]	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額	1.3190円 13,190円）	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額	1.2791円 12,791円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第 4 7 3 回利付国債（ 2 年 ）	5,935,000,000	5,944,080,550	
	第 1 7 8 回利付国債（ 5 年 ）	8,642,000,000	8,661,530,920	
	第 1 5 回利付国債（ 4 0 年 ）	263,000,000	146,383,170	
	第 1 7 回利付国債（ 4 0 年 ）	817,000,000	656,377,800	
	第 1 8 回利付国債（ 4 0 年 ）	1,600,000,000	1,601,424,000	
	第 2 回利付国債（ 5 年 ）	78,000,000	76,782,420	
	第 3 4 2 回利付国債（ 1 0 年 ）	2,063,000,000	2,057,429,900	
	第 3 4 3 回利付国債（ 1 0 年 ）	1,975,000,000	1,966,408,750	
	第 3 6 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	2,722,000,000	2,550,786,200	
	第 5 2 回利付国債（ 3 0 年 ）	1,157,000,000	787,315,360	
	第 5 6 回利付国債（ 3 0 年 ）	1,040,000,000	742,175,200	
	第 5 7 回利付国債（ 3 0 年 ）	14,000,000	9,936,780	
	第 6 6 回利付国債（ 3 0 年 ）	1,118,000,000	669,111,820	
	第 6 7 回利付国債（ 3 0 年 ）	1,603,000,000	1,009,521,310	
	第 6 8 回利付国債（ 3 0 年 ）	515,000,000	321,514,500	
	第 6 9 回利付国債（ 3 0 年 ）	561,000,000	357,564,570	
	第 7 0 回利付国債（ 3 0 年 ）	1,262,000,000	798,656,700	

	第 8 1 回利付国債（ 3 0 年）	281,000,000	215,434,270	
	第 8 2 回利付国債（ 3 0 年）	695,000,000	558,522,850	
	第 8 3 回利付国債（ 3 0 年）	7,000,000	6,165,110	
	第 8 4 回利付国債（ 3 0 年）	1,079,000,000	928,447,130	
	第 8 6 回利付国債（ 3 0 年）	11,000,000	10,121,650	
	第 1 5 8 回利付国債（ 2 0 年）	3,262,000,000	2,900,700,880	
	第 1 5 9 回利付国債（ 2 0 年）	11,000,000	9,836,530	
	第 1 6 3 回利付国債（ 2 0 年）	1,461,000,000	1,275,029,310	
	第 1 6 5 回利付国債（ 2 0 年）	4,589,000,000	3,901,246,570	
	第 1 6 6 回利付国債（ 2 0 年）	769,000,000	667,468,930	
	第 1 6 7 回利付国債（ 2 0 年）	979,000,000	821,214,570	
	第 1 6 8 回利付国債（ 2 0 年）	2,380,000,000	1,953,765,800	
	第 1 6 9 回利付国債（ 2 0 年）	720,000,000	577,965,600	
	第 1 7 0 回利付国債（ 2 0 年）	1,063,000,000	847,168,480	
	第 1 7 1 回利付国債（ 2 0 年）	661,000,000	522,692,360	
	第 1 7 2 回利付国債（ 2 0 年）	685,000,000	546,540,950	
	第 1 7 3 回利付国債（ 2 0 年）	3,098,000,000	2,454,111,680	
	第 1 7 4 回利付国債（ 2 0 年）	993,000,000	780,934,920	
	第 1 7 5 回利付国債（ 2 0 年）	338,000,000	268,348,340	
	第 1 9 2 回利付国債（ 2 0 年）	4,083,000,000	4,107,742,980	
国債証券	合計	58,530,000,000	51,710,458,860	
地方債証券	令和 6 年度第 3 回北海道公募公債	100,000,000	96,444,000	
	令和 6 年度第 4 回京都府公募公債	100,000,000	97,102,000	
	令和 6 年度第 2 回兵庫県公募公債	200,000,000	191,670,000	
	令和 6 年度第 1 回静岡県公募公債	100,000,000	95,234,000	
	令和 7 年度第 5 回静岡県公募公債	100,000,000	101,219,000	
	令和 6 年度第 3 回愛知県公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	96,546,000	
	令和 7 年度第 5 回愛知県公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	101,080,000	
	令和 6 年度第 1 回広島県公募公債	200,000,000	191,748,000	
	令和 6 年度第 1 回埼玉県公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	95,153,000	
	令和 7 年度第 4 回埼玉県公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	101,079,000	
	令和 6 年度第 2 回千葉県公募公債	100,000,000	95,873,000	
	令和 6 年度第 1 回茨城県公募公債	100,000,000	96,483,000	
	第 3 0 回群馬県公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	96,831,000	
	第 3 2 回群馬県公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	101,290,000	
	第 2 6 7 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,288,000	
	第 5 2 8 回名古屋市公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	96,831,000	
	第 5 3 2 回名古屋市公募公債（ 1 0 年）	100,000,000	101,290,000	

地方債証券 合計		1,900,000,000	1,857,161,000	
社債券	第9回B P C E 円貨社債（劣後）	200,000,000	197,114,000	
	第1回クレディ・アグリコル円貨社債（劣後）	100,000,000	100,016,000	
	第9回クレディ・アグリコル円貨社債	200,000,000	198,412,000	
	第11回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債（2023）	100,000,000	99,464,000	
	第12回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債（2023）	200,000,000	200,316,000	
	第2回ヤンマーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,288,000	
	第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,258,000	26,090,999	
	第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	21,236,000	20,892,826	
	第9回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	40,250,000	39,139,905	
	第1回国際石油開発帝石株式会社無担保社債	100,000,000	99,512,000	
	第2回国際石油開発帝石株式会社無担保社債	100,000,000	94,260,000	
	第2回株式会社高松コンストラクショングループ無担保社債	200,000,000	198,996,000	
	第30回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	189,744,000	
	第14回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	100,000,000	95,306,000	
	第12回西松建設株式会社無担保社債	100,000,000	97,248,000	
	第25回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	93,636,000	
	第4回大和ハウス工業株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	97,848,000	
	第5回大和ハウス工業株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	198,900,000	
	第2回積水ハウス株式会社無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	198,912,000	
	第22回積水ハウス株式会社無担保社債	200,000,000	195,988,000	
	第26回積水ハウス株式会社無担保社債	100,000,000	98,437,000	
	第4回高砂熱学工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,720,000	
	ノルデア・バンク E M T N 2025	300,000,000	300,003,000	
	第22回森永乳業株式会社無担保社債	100,000,000	100,940,000	
	第14回日本ハム株式会社無担保社債	300,000,000	283,320,000	

第17回日本ハム株式会社無担保社債	100,000,000	98,441,000	
第1回アサヒグループホールディングス無担保社債（劣後）	200,000,000	200,152,000	
第23回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	95,812,000	
第26回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,609,000	
第27回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,737,000	
第19回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,742,000	
第35回双日株式会社無担保社債	100,000,000	98,271,000	
第1回アルフレッサホールディングス無担保社債	100,000,000	98,430,000	
第18回日本たばこ産業株式会社社債	100,000,000	99,770,000	
第6回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,064,000	
第2回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	97,386,000	
第7回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,020,000	
第7回ヒューリック株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	100,062,000	
第6回日本アコモデーションファンド投資法人無担保投資法人債	200,000,000	185,026,000	
第15回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	93,810,000	
第28回旭化成株式会社無担保社債	400,000,000	391,748,000	
第1回三井不動産ロジスティクスパーク投資法人債	100,000,000	94,566,000	
第28回北越コーポレーション株式会社無担保社債	300,000,000	296,832,000	
第3回日本酸素ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,397,000	
第58回三井化学株式会社無担保社債	400,000,000	391,860,000	
第41回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	300,000,000	279,738,000	
第16回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,117,000	
第2回武田薬品工業株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	496,750,000	
第17回武田薬品工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,475,000	
第19回武田薬品工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,702,000	
第21回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,717,000	

第23回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,640,000	
第12回出光興産株式会社無担保社債	100,000,000	94,998,000	
第1回ENEOSホールディングス株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	198,786,000	
第5回AGC株式会社無担保社債	100,000,000	100,330,000	
第4回日本製鉄株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	195,638,000	
第22回三井金属鉱業株式会社無担保社債	100,000,000	98,505,000	
第32回住友電気工業株式会社無担保社債	100,000,000	97,082,000	
第18回株式会社フジクラ無担保社債	100,000,000	100,272,000	
第9回日本発条株式会社無担保社債	200,000,000	198,176,000	
第8回住友重機械工業株式会社無担保社債	100,000,000	97,933,000	
第9回住友重機械工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,346,000	
第33回ダイキン工業株式会社無担保社債	100,000,000	97,258,000	
第12回株式会社ジェイテクト無担保社債	100,000,000	98,084,000	
第22回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	97,320,000	
第1回株式会社安川電機無担保社債	100,000,000	99,350,000	
第16回日本電産株式会社無担保社債	100,000,000	98,497,000	
第1回パナソニック株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	496,400,000	
第40回ソニーグループ株式会社無担保社債	300,000,000	294,885,000	
第43回ソニーグループ株式会社無担保社債	200,000,000	199,732,000	
第14回TDK株式会社無担保社債	100,000,000	100,425,000	
第6回スタンレー電気株式会社無担保社債	100,000,000	98,579,000	
第31回いすゞ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	97,870,000	
第26回トヨタ自動車株式会社無担保社債	200,000,000	199,016,000	
第8回株式会社ヤマハ発動機無担保社債	300,000,000	300,510,000	
第9回株式会社ヤマハ発動機無担保社債	100,000,000	100,287,000	

第1回日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	197,016,000	
第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社無担保社債（劣後）	300,000,000	294,294,000	
第4回シチズン時計株式会社無担保社債	100,000,000	98,290,000	
第5回兼松株式会社無担保社債	100,000,000	98,415,000	
第83回三菱商事株式会社無担保社債	200,000,000	190,806,000	
第7回三菱商事株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	495,000,000	
第3回岩谷産業株式会社無担保社債	100,000,000	97,105,000	
第44回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	195,642,000	
第27回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	200,000,000	200,610,000	
第20回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	98,723,000	
第23回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	99,087,000	
第9回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	100,465,000	
第22回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	100,000,000	100,420,000	
第1回株式会社三井住友フィナンシャルグループ	200,000,000	199,972,000	
第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ	200,000,000	199,194,000	
第2回株式会社北國銀行無担保社債（劣後）	200,000,000	199,162,000	
第28回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	400,000,000	391,176,000	
第21回みずほフィナンシャルグループ（劣後）	300,000,000	300,222,000	
第1回芙蓉総合リース株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	99,872,000	
第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	400,000,000	390,936,000	
第36回NTTファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	294,789,000	
第38回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	96,195,000	
第4回東京センチュリー株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	99,496,000	
第82回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,225,000	
第41回SBIホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,641,000	

第 6 5 回アイフル株式会社無担保社債	100,000,000	99,917,000	
第 7 0 回アイフル株式会社無担保社債	300,000,000	299,481,000	
第 1 6 回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,993,000	
第 1 7 回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,182,000	
第 2 2 回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	300,000,000	296,550,000	
第 2 4 回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	100,366,000	
第 8 0 回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	99,583,000	
第 8 2 回アコム株式会社無担保社債	200,000,000	198,710,000	
第 8 5 回アコム株式会社無担保社債	200,000,000	195,806,000	
第 3 2 回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,311,000	
第 3 5 回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,827,000	
第 7 回オリックス株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	100,303,000	
第 1 回三菱 H C キャピタル株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	197,948,000	
第 4 6 回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	200,000,000	200,342,000	
第 4 回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,163,000	
第 1 回株式会社 S B I 証券無担保社債（劣後）	100,000,000	100,373,000	
第 1 回アニコム ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,869,000	
第 1 回株式会社 T & D ホールディングス無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	196,350,000	
第 3 回株式会社 T & D ホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	95,139,000	
第 8 9 回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	101,196,000	
第 1 3 5 回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	93,558,000	
第 4 回東京建物株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	100,375,000	
第 1 0 9 回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	93,613,000	
第 1 1 0 回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	92,989,000	
第 1 0 回 N T T 都市開発リート投資法人無担保投資法人債	100,000,000	94,191,000	

第134回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	98,590,000	
第62回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	97,889,000	
第163回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	198,932,000	
第164回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	470,940,000	
第124回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,018,000	
第126回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,232,000	
第62回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	93,172,000	
第70回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,800,000	
第75回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,822,000	
第1回ヤマトホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,895,000	
第7回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	93,212,000	
第8回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	187,980,000	
第1回日本航空株式会社（劣後）	500,000,000	507,965,000	
第21回三菱倉庫株式会社無担保社債	100,000,000	94,725,000	
第4回株式会社ヤマタネ無担保社債	200,000,000	199,472,000	
第33回KDDI株式会社無担保社債	300,000,000	296,694,000	
第35回KDDI株式会社無担保社債	200,000,000	195,902,000	
第37回KDDI株式会社無担保社債	300,000,000	297,417,000	
第12回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	97,132,000	
第21回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	98,188,000	
第26回ソフトバンク無担保社債	300,000,000	296,016,000	
第46回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	98,213,000	
第2回GMOインターネット株式会社無担保社債	100,000,000	99,141,000	
第1回関西電力株式会社無担保社債（劣後）	300,000,000	297,189,000	
第3回九州電力株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	96,319,000	
第82回東京電力パワーグリッド株式会社社債	400,000,000	400,972,000	
第83回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	101,358,000	

	第2回大阪瓦斯株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	95,353,000	
	第8回S C S K株式会社無担保社債	100,000,000	99,281,000	
	第9回S C S K株式会社無担保社債	100,000,000	97,776,000	
	第11回S C S K株式会社無担保社債	100,000,000	100,828,000	
社債券	合計	25,187,744,000	24,778,967,730	
	合計	85,617,744,000	78,346,587,590	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年6月30日 現在

種類	金額
資産総額	13,356,073,089 円
負債総額	22,805,026 円
純資産総額（ - ）	13,333,268,063 円
発行済数量	11,940,200,198 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1167 円

（ご参考：親投資信託の現況）

T M A 日本債券マザーファンド

2025年6月30日 現在

種類	金額
資産総額	78,981,114,182 円
負債総額	479,860,104 円
純資産総額（ - ）	78,501,254,078 円
発行済数量	61,383,740,304 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2789 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2025年6月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	175	2,741,857
単位型公社債投資信託	1	2,710
単位型株式投資信託	21	94,882
合計	197	2,839,449

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,242,052	1,643,002
前払費用	523,560	504,626
関係会社短期貸付金	-	* 1 19,384,558
未収委託者報酬	3,523,505	3,544,046
未収収益	4,088,251	3,929,834
未収入金	-	12,841
その他の流動資産	26,495	34,763
流動資産計	28,403,865	29,053,672
固定資産		
有形固定資産	* 2 631,543	* 2 646,419
建物	434,854	387,569
器具備品	196,689	167,868
リース資産	-	90,981
無形固定資産	397,761	614,848
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	372,797	410,834
ソフトウェア仮勘定	21,168	200,219
投資その他の資産	3,566,905	3,375,118
投資有価証券	49,108	45,279
関係会社株式	1,668,529	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000	80,000
長期前払費用	16,227	85,968
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	1,257,485	1,027,229
固定資産計	4,596,210	4,636,386
資産合計	33,000,075	33,690,058
負債の部		
流動負債		
未払金	4,260,390	4,569,098
未払手数料	1,583,647	1,597,903
その他未払金	2,676,743	2,971,194
未払費用	321,531	419,084
未払消費税等	420,603	176,930
未払法人税等	1,391,000	679,000
預り金	72,829	55,624
前受収益	2,583	2,517
賞与引当金	296,807	430,032
リース債務	-	18,913
その他の流動負債	24	1
流動負債計	6,765,771	6,351,202
固定負債		
長期未払金	-	7,284
退職給付引当金	927,210	929,235
リース債務	-	70,555
固定負債計	927,210	1,007,074
負債合計	7,692,982	7,358,277
純資産の部		
株主資本	25,296,494	26,322,588
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000

利益剰余金	22,896,494	23,922,588
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,396,494	23,422,588
繰越利益剰余金	22,396,494	23,422,588
評価・換算差額等	10,599	9,192
その他有価証券評価差額金	10,599	9,192
純資産合計	25,307,093	26,331,781
負債・純資産合計	33,000,075	33,690,058

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	第40期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,958,564	15,942,593
運用受託報酬	13,291,669	13,704,198
投資助言報酬	107,390	119,640
その他営業収益	678,515	698,269
営業収益計	31,036,140	30,464,702
営業費用		
支払手数料	7,801,482	7,184,184
広告宣伝費	203,242	208,842
調査費	8,650,200	9,117,522
調査費	3,298,847	3,569,637
委託調査費	5,351,353	5,547,885
委託計算費	116,944	130,446
営業雑経費	263,317	266,277
通信費	57,380	59,666
印刷費	157,178	154,034
協会費	24,327	26,294
諸会費	15,737	16,846
図書費	8,693	9,435
営業費用計	17,035,188	16,907,274
一般管理費		
給料	4,075,417	4,011,683
役員報酬	82,371	78,387
給料・手当	3,010,062	3,201,466
賞与	982,983	731,830
交際費	25,693	20,001
寄付金	9,893	1,400
旅費交通費	162,304	191,110
租税公課	246,078	92,032
不動産賃借料	468,091	468,092
退職給付費用	178,404	180,129
賞与引当金繰入	296,807	430,032
固定資産減価償却費	247,247	277,210
法定福利費	686,198	713,675
福利厚生費	14,385	13,064
諸経費	642,231	482,971
一般管理費計	7,052,753	6,881,403
営業利益	6,948,198	6,676,024
営業外収益		
受取利息	185	41,081

受取配当金	1,238	2,222
雑益	15,069	15,596
営業外収益計	16,493	58,900
営業外費用		
支払利息	-	686
為替差損	80,542	29,798
雑損	15,415	4,633
営業外費用計	95,958	35,118
経常利益	6,868,734	6,699,806
特別利益		
投資有価証券売却益	829	-
関係会社清算益	-	172,297
その他特別利益	402	-
特別利益計	1,232	172,297
特別損失		
固定資産除却損	30,348	14
関係会社清算損	382	2,236
特別損失計	30,731	2,251
税引前当期純利益	6,839,235	6,869,851
法人税、住民税及び事業税	2,410,514	1,825,606
法人税等調整額	305,632	230,702
法人税等合計	2,104,882	2,056,308
当期純利益	4,734,352	4,813,542

(3)【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他	評価・換算	
	利益剰余金 合計		有価証券 評価差額金	差額等 合計	
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	4,648,241	4,648,241			4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当期変動額					
剰余金の配当	3,787,448	3,787,448			3,787,448
当期純利益	4,813,542	4,813,542			4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,406	1,406	1,406
当期変動額合計	1,026,094	1,026,094	1,406	1,406	1,024,687
当期末残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781

注記事項

（重要な会計方針）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

（重要な会計上の見積り）

第39期 2024年３月31日現在	第40期 2025年３月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（未適用の会計基準等）

第40期

自 2024年 4 月 1 日

至 2025年 3 月31日

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年 9 月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年 9 月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

第39期 2024年 3 月31日現在	第40期 2025年 3 月31日現在								
-	* 1 . 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメント</td><td>30,000,000千円</td></tr> <tr> <td>の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>貸出実行残高</td><td>19,384,558千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>10,615,441千円</td></tr> </table> なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。	貸出コミットメント	30,000,000千円	の総額		貸出実行残高	19,384,558千円	差引額	10,615,441千円
貸出コミットメント	30,000,000千円								
の総額									
貸出実行残高	19,384,558千円								
差引額	10,615,441千円								
* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。								

建物	245,354千円	建物	292,639千円
器具備品	481,065千円	器具備品	533,641千円
		リース資産	8,271千円

（損益計算書関係）

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日
(ニ) 効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2024年4月1日 現在	増加	減少	2025年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 1株当たり配当額	98,889円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100,543円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月26日

(リース取引関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

・有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左
流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	流動性リスク 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	49,108	49,108	-
敷金	474,324	472,538	1,786
資産計	523,432	521,646	1,786

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの	-	18,872	1,912	1,101
合計	-	18,872	1,912	1,101

第40期（2025年3月31日現在）

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	3,013
資産計	519,603	516,589	3,013
リース債務（注3）	89,468	88,245	1,222
長期未払金（注4）	9,317	8,824	492
負債計	98,785	97,070	1,715

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
関係会社短期貸付金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金

預り金
未払金（１年内返済予定の長期未払金を除く）
未払費用

（注２）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000

（注３）リース債務については、１年内返済予定のリース債務を含めております。

（注４）長期未払金については、１年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（注５）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

（注６）リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務（注３）	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金（注４）	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第39期（2024年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

- レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計

敷金	-	472,538	-	472,538
資産計	-	472,538	-	472,538

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期（2025年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	45,279	-	45,279
資産計	-	45,279	-	45,279

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	471,310	-	471,310
資産計	-	471,310	-	471,310
リース債務	-	88,245	-	88,245
長期未払金	-	8,824	-	8,824
負債計	-	97,070	-	97,070

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注3）長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（有価証券関係）

第39期 2024年 3 月31日現在	第40期 2025年 3 月31日現在																																
1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載していません。	1．子会社株式及びその他の関係会社有価証券 子会社株式（貸借対照表計上額 1,641,087千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載していません。																																
2．その他有価証券 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託</td><td>37,893</td><td>20,877</td><td>17,015</td></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託</td><td>11,214</td><td>12,953</td><td>1,738</td></tr><tr><td>合計</td><td>49,108</td><td>33,831</td><td>15,277</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	37,893	20,877	17,015	貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,214	12,953	1,738	合計	49,108	33,831	15,277	2．その他有価証券 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託</td><td>33,551</td><td>17,453</td><td>16,098</td></tr><tr><td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託</td><td>11,727</td><td>14,402</td><td>2,674</td></tr><tr><td>合計</td><td>45,279</td><td>31,855</td><td>13,423</td></tr></table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098	貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	2,674	合計	45,279	31,855	13,423
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	37,893	20,877	17,015																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,214	12,953	1,738																														
合計	49,108	33,831	15,277																														
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	2,674																														
合計	45,279	31,855	13,423																														
3．当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の合計額</th><th>売却損の合計額</th></tr><tr><td>株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>債券</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr></table>	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	株式	-	-	-	債券	-	-	-	その他	5,767	829	-	合計	5,767	829	-	3．当事業年度中に売却したその他有価証券 該当する取引はありません。												
区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額																														
株式	-	-	-																														
債券	-	-	-																														
その他	5,767	829	-																														
合計	5,767	829	-																														

（収益認識関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,611,757千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,473,880千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
---------------------	-----------

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	54,402千円
退職給付の支払額	76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.5%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	283,911千円	292,894千円
未払金	3,362千円	3,308千円
賞与引当金	90,882千円	131,675千円
未払法定福利費	12,359千円	15,190千円
未払事業所税	4,097千円	4,044千円
未払事業税	73,982千円	39,392千円
未払調査費	108,813千円	99,432千円
減価償却超過額	7,259千円	12千円
繰延資産超過額	12,236千円	14,842千円
未払確定拠出年金	2,331千円	2,352千円
未収実績連動報酬	264,384千円	38,200千円
前払費用	-	562千円
未払費用	404,707千円	397,773千円
繰延税金資産小計	1,268,329千円	1,039,682千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,268,329千円	1,039,682千円
繰延税金負債		
前払費用	6,166千円	8,221千円
その他有価証券評価差額金	4,677千円	4,231千円
繰延税金負債合計	10,844千円	12,453千円
繰延税金資産の純額	1,257,485千円	1,027,229千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,670千円、法人税等調整額が8,791千円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が120千円減少しております。

4．法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。

（セグメント情報等）

第39期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日	第40期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日												
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>27,411,151</td><td>3,624,988</td><td>31,036,140</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,106,318千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140	[セグメント情報] 同左 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>26,788,631</td><td>3,676,070</td><td>30,464,702</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 同左 3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	日本	その他	合計	26,788,631	3,676,070	30,464,702
日本	その他	合計											
27,411,151	3,624,988	31,036,140											
日本	その他	合計											
26,788,631	3,676,070	30,464,702											

（関連当事者情報）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087	未払 手数料	450,379
						役員の 兼任				

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd.	米国・ ニュー ヨーク	500,000	投資運用業 投資助言業	直接100%	運用及び調 査の委託 役員の兼任	調査費等 の支払 (注1)	969,960	未払金	377,132

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払(注1)	1,559,839	未払 手数料	496,183
						役員の 兼任	資金の 貸付 (注2)	14,166,773	関係会社 短期 貸付金	19,384,558
						資金の 貸付	資金の 貸付に 係る利息 受取(注2)	39,806	関係会社 未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第39期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日	
1 株当たり純資産額	660,759円61銭
1 株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第40期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日	
1 株当たり純資産額	687,513円86銭
1 株当たり当期純利益金額	125,679円97銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 資本金の額 324,279百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託者の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
株式会社南都銀行	37,924百万円	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。

() 2025年3月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本債券の2024年6月21日から2025年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・日本債券の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。